



筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年12月24日

広島法務局 筆界特定登記官



記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和7年第50号
対象土地	広島市安佐南区長東西二丁目1632番1
	広島市安佐南区長東西二丁目1632番8
手續番号	令和7年第51号
対象土地	広島市安佐南区長東西二丁目1632番1
	広島市安佐南区長東西二丁目1632番9